

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 8 の第 2 号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所

所 管 所 属：健康局

通 知 日：令和 8 年 7 月 2 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	施設取得にかかる会計処理については是正及び改善を求めたもの 令和 2 年度に大阪府より現物出資された建物について、地方独立行政法人会計基準第 87 第 1 項における設立団体の長による特定を受けていなかった。 また、平成 30 年度から大阪府・市より交付を受けている施設費を財源とする施設について、同基準における設立団体の長による特定を受けておらず、預り施設費を資産見返補助金等（負債）に振り替える会計処理がされていた。 【指摘事項】 1．本法人は、遡及して設立団体の長による特定を受けられたい。 2．本法人は、取得時点に遡って預り施設費を資本剰余金に振り替えた上で、令和 7 年度決算において施設取得時からの影響を財務諸表に取り込まれたい。 3．本法人は、地方独立行政法人の会計処理に当たって誤りやすいポイントや設立団体との事前協議が必要な事項を留意事項として取りまとめて関係職員に共有することや、地方独立行政法人会計基準に詳しい会計の専門家から、これまでの支援に加えてチェックリストの作成に関する支援も受けるなど、会計処理の正確性を確保し、財務諸表が適正に作成される仕組みを講じられたい。	【1】 ・令和 7 年 10 月 29 日付けで大阪府知事へ特定の償却資産の指定の依頼を行い、令和 7 年 12 月 1 日付けで大阪府知事より特定の償却資産の指定を受けた。【措置済】 【2】 ・令和 7 年度決算において預り施設費を資本剰余金に振り替える会計処理を行い、令和 7 年度財務諸表に反映させるとともに、令和 8 年 6 月 24 日付けで本法人理事会において承認を得た。【措置済】 【3】 ・誤りやすいポイント等については、再発防止策として、財務諸表一式に係る作業マニュアルに今回の指摘事項に係る内容を追記し、令和 7 年 10 月 31 日より財務諸表作成部署内で共有した。【措置済】 ・本法人が「地方独立行政法人会計に関する指導・助言業務」に係る委託契約を締結している監査法人に依頼し、令和 8 年 3 月 6 日付けでチェックリストを作成した。また、令和 8 年 4 月 1 日付けで契約更新した際、委託項目にチェックリストの更新や会計基準等に基づく助言業務を追加するなど仕様内容の充実を図り、会計処理の正確性の確保及び財務諸表が適正に作成される仕組みを講じた。【措置済】	措置済	令和 8 年 6 月 24 日
2	財務諸表の注記については是正及び改善を求めたもの 令和 6 年度の財務諸表の損益計算書及び行政コスト計算書に関する注記事項について、法人が所有する施設に入居している大阪市立環境科学研究センターからの施設維持管理分担金収益を行政コストから控除する自己収入に含んでおらず、住民等の負担に帰せられるコストが過剰に計上されていた。 また、金融商品の時価等に関する注記事項について、金融商品に該当する現金及び預金、未収入金、未払金の記載がなく、注記を省略している旨の記載もなかった。 【指摘事項】 本法人は、財務諸表の注記事項について誤りやすいポイントやほかの開示事項等との整合性が求められる箇所を留意事項として取りまとめて関係職員に共有することや、地方独立行政法人会計基準に詳しい会計の専門家から、これまでの支援に加えて開示書類の網羅性や正確性に特化した支援も受けるなど、開示書類の精度を高める仕組みを講じられたい。	・誤りやすいポイント等については、再発防止策として、財務諸表一式に係る作業マニュアルに今回の指摘事項に係る内容を追記し、令和 7 年 10 月 31 日より財務諸表作成部署内で共有した。【措置済】 ・本法人が監査法人と締結する「地方独立行政法人会計に関する指導・助言業務」に係る委託契約について、令和 8 年 4 月 1 日付けで契約更新した際、委託項目にチェックリストの更新や会計基準等に基づく助言業務を追加するなど仕様内容の充実を図り、開示書類の精度を高める仕組みを講じた。【措置済】	措置済	令和 8 年 4 月 1 日